

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度				：	：	法人名		
試験研究費の額		1	円		中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)		13	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額		2					
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		3	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)		14		
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)		4					
				当期	令和8年度3月31日以前に開始する	(7) > 12 % の場合		15
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)		5					0.35
	増減試験研究費の額 (1) - (5)		6			(9) > 10 % の場合の特例加算割合 $\left((9) - \frac{10}{100} \right) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		16
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$		7					円
試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)		8	当期税額基準額 $((14) + (\text{別表六(十三)「9」}) \times ((15) + (0.25 + (16))) \text{ 又は } 0.25)$		17		
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$		9	当期税額控除可能額 $((13) \text{ と } (17) \text{ のうち少ない金額}) \text{ 又は } (\text{別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」})$		18		
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(5) = 0 の場合は0.12)		10	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)		19		
	(9) > 10 % の場合の控除割増率 $\left((9) - \frac{10}{100} \right) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		11					
	税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)		20		

別表六(十) 令七・四・一以後終了事業年度分